

瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第13号

瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「精神障害者」とは、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第5条に規定する精神障害者</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「精神障害者」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p>(1) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第5条に規定する精神障害者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第58条の規定による自立支援医療費の支給を受けている者（以下「通院者」という。）</u></p> <p>(2) <u>精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者で、入院して行われる医療を受けている者（精神保健福祉法第29条又は第29条の2の規定に基づき措置された者を除く。以下</u></p>

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる資格（以下「受給資格」という。）を有する者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する精神障害者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則に定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 精神保健福祉法第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級の障害等級の記載がされているものに限る。）の交付を受けており、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に限る。）の交付を受けている者
- (2) 障害者総合支援法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）の交付を受けている者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 精神保健福祉法第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級の障害等級の記載がされているものに限る。）の交付を受けている者（第1号に該当する者を除く。）

「入院者」という。）

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる資格（以下「受給資格」という。）を有する者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する精神障害者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則に定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者とする。

(4) 入院して行われる医療を受けている者（精神保健福祉法第29条及び第29条の2の規定に基づき措置された者並びに第1号及び第3号に該当する者を除く。）

2及び3 <省略>

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1)から(4)まで <省略>

(5) 法令、他の地方公共団体の条例等の規定によりこの条例と同様の医療に関する給付を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を精神障害者医療費として助成する。

(1) 前条第1項第1号に該当する受給資格者  
受給資格者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合（社会保険各法による付加給付にあつては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあつては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額（以下「医療保険自己負担額」という。）

(2) 前条第1項第2号に該当する受給資格者  
障害者総合支援法第58条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療に限る。）を受けた場合における医療保険自己負担額

2及び3 <省略>

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1)から(4)まで <省略>

(助成の範囲)

第4条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を精神障害者医療費として助成する。

(1) 通院者 障害者総合支援法第58条の規定による自立支援医療費に関する自己負担金に相当する額

(2) 入院者

(3) 前条第1項第3号に該当する受給資格者で入院して行われる医療を受けている者（精神保健福祉法第29条及び第29条の2の規定に基づき措置された者を除く。） 医療保険自己負担額（入院して行われる医療に限る。）

(4) 前条第1項第4号に該当する受給資格者 医療保険自己負担額（入院して行われる精神障害の医療に限る。） の8割に相当する額

2 <省略>

(受給者証)

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者 当該医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあつては、当該給付を含む。） の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額

イ アに掲げる以外の精神障害者 当該医療（精神障害の医療に限る。以下この号において同じ。）に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあつては、当該給付を含む。） の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額の8割に相当する額

2 <省略>

(受給者証)

<p>第5条 市長は、<u>第3条第1項第1号及び第2号</u>に規定する受給資格者に対し、規則の定めるところにより精神障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。</p>	<p>第5条 市長は、<u>通院者</u>に対し、規則の定めるところにより精神障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。</p>
<p>2 &lt;省略&gt; (助成の方法)</p>	<p>2 &lt;省略&gt; (助成の方法)</p>
<p>第6条 第4条第1項第1号<u>及び第2号</u>に規定する精神障害者医療費の助成は、当該精神障害者医療費を医療機関等に支払うことによて行う。</p>	<p>第6条 第4条第1項第1号に規定する精神障害者医療費の助成は、当該精神障害者医療費を医療機関等に支払うことによて行う。</p>
<p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>2 &lt;省略&gt;</p>
<p>3 第4条第1項第3号<u>及び第4号</u>に規定する精神障害者医療費の助成は、受給資格者に支払うことによて行う。</p>	<p>3 第4条第1項第2号に規定する精神障害者医療費の助成は、受給資格者に支払うことによて行う。</p>

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。